

西宮市未熟児養育事業実施要綱

1 趣旨

未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすくその死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては養育に必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて保健所職員等により未熟児の保護者に対する訪問指導を行うこととする。

2 未熟児養育医療

(1)対象

養育医療の対象は、母子保健法（以下「法」という。）第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院を必要と認め、次のいずれかの症状等を有しているものとする。

ア 出生時体重2,000g以下のもの

イ 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの。

(ア) 一般状態

a 運動不安、痙攣があるもの

b 運動が異常に少ないもの

(イ) 体温が摂氏34度以下のもの

(ウ) 呼吸器、循環器系

a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの

b 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの

c 出血傾向の強いもの

(エ) 消化器系

a 生後24時間以上排便のないもの

b 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの

c 血性吐物、血性便のあるもの

(オ) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(2)給付の範囲

給付範囲は、法第20条の規定による次のとおりとし、看護及び移送を除いては、健康保険法における給付と同様の現物給付とする。

(ア)診察

(イ)薬剤又は治療材料の支給

(ウ)医学的処置、手術及びその他の治療

(エ)病院又は診療所への入院

(オ)看護

(カ)移送

(3) 養育医療の申請及び給付

ア 給付の申請

養育医療の給付の申請は、母子保健法施行規則（以下「規則」という。）第9条の規定によるものであるが、その要領については次によること。

- (ア) 申請者は、未熟児の保護者（法第6条第4項）であること。
- (イ) 養育医療給付申請書（様式第1号）に、医師の記載した養育医療意見書（様式第2号）及び世帯調書を添付させること。
- (ウ) 申請は、未熟児の退院までに行うこととする。

イ 給付の決定

- (ア) 保健所長は、速やかに養育医療を給付するか否かを決定すること。
- (イ) 養育医療の給付を行うことを決定したときは、規則第9条第2項の規定による養育医療券（以下「医療券」という。）を申請者に交付し、かつ医療券に記載した指定養育医療機関にその旨を通知すること。

また、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、すみやかにその理由を明らかにして、申請者に通知すること。

- (ウ) 医療券の交付に際しては、申請者に対し、その取り扱いについて十分指導すること。
- (エ) 医療は、医療券を指定養育医療機関に提出して給付を受けることになっているが、やむを得ない理由により医療券を提出できない場合には、とりあえず医療を行い、できるだけすみやかに医療券を提出させること。

ウ 医療券の取り扱い

- (ア) 医療券の交付番号は、給付決定の日付順による一連の番号とする。
- (イ) 医療券の有効期間の記載にあたっては、その始期は、当該指定養育医療機関による当該医療開始日にさかのぼる取り扱いとすること。ただし、出生後1か月を超えて申請をした場合においては、天災等やむを得ない理由のある場合を除き、保健所が申請書を受け付けた日を有効期間の開始日とする。
- (ウ) 医療券の有効期間は診療予定期間の範囲内とする。ただし、満1歳の誕生日の前日を限度とする。また、当該医療を医療券の有効期間を過ぎて継続する必要がある場合は、事前に担当医師の意見を記した養育医療継続協議書（様式第3号）を提出し、その承認を受けることとし、承認は養育医療継続承認書（様式第4号）によるものとする。指定養育医療機関は、この養育医療継続承認書を医療券に必ず添付しておく。

- (エ) やむを得ない理由により当該指定養育医療機関を転院する場合は、新たに申請を行わせるものとする。ただし、転院から1か月を超えて申請をした場合においては、天災等やむを得ない理由のある場合を除き、保健所が申請書を受け付けた日を有効期間の開始日とする。

この場合の申請書には、意見書及び転院を必要とする理由を記載した医師の証明書を添付すること。

- (オ) 保健所長は、養育医療の給付の状況を明確にしておくため、養育医療券交付台帳を備え付け、医療券交付の都度これに記載し整理しておく。
- (カ) 医療券を紛失し、又は毀損した場合は、養育医療券再交付申請書（様式第5号）により再交付することができる。この場合、医療券には再発行と記入する。

エ 看護料及び移送費の取り扱い

- (ア) 看護料及び移送費は、指定養育医療機関の医療を受ける場合で、保健所長が承認した看護及び移送について支給する。
- (イ) 看護は、未熟児の症状が重篤であって、医師又は看護婦が常時監視して適切な処置を必要とする場合に承認し、その承認期間は、症状に応じた必要な最低限度とする。この場合の看護者の資格要件は、健康保険の場合と同様とし、かつ、未熟児の看護に相当の経験を有するものとする。
- (ウ) 移送は、入院の場合について、未熟児の症状が重篤で緊急やむを得ないと認められ、かつ、要保護家庭等で当該費用を負担できないと認められる場合に承認する。また、移送に際し、介護の必要があると認められる場合は、付添人の移送費についても支給することができる。
- (エ) 看護又は移送に要した費用（以下「看護料」又は「移送費」という。）の支給を受けようとする者は、事前に、やむを得ない時は事後速やかに、看護（移送）承認申請書（様式第6号）により、申請すること。
- (オ) 保健所長は、前項の申請を受理し、承認したときは、看護（移送）承認書（様式第7号）を交付し、承認しなかった時は、すみやかに通知すること。
- (カ) 看護（移送）承認書の交付を受けた者が、看護料又は移送費の支給を受けようとする時は、看護料（移送費）請求書（様式第8号）に看護（移送）承認書及び当該費用の額に関する証拠書類を添えて提出するものとする。
- (キ) 保健所長は、前項の請求書を受けたときは、その内容を審査し、次の範囲内の費用を支給する。
 - a 看護料については、健康保険の場合における看護料の支給基準の範囲内とする。
 - b 移送費については、その経路について必要とする片路の交通費の実費の範囲内とする。

3 指定養育医療機関

未熟児の養育医療を担当する機関は、厚生労働大臣、都道府県知事、政令指定都市及び中核市の市長が法第20条第5項の規定により指定する医療機関（以下「指定養育医療機関」という。）とする。

なお、指定養育医療機関の指定の取扱いは、規則第10条の規定によるものだが、その要領については次によることとする。

ア 指定の基準

養育医療の給付を適切に行うため、おおむね次の条件を具備した医療機関であるものとする。

- (ア)産科又は小児科を標榜していること。
- (イ)独立した未熟児用の病室を有すること。
- (ウ)保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。
- (エ)未熟児養育医療に習熟した医師及び看護師を適當数有すること。

イ 指定の申請

養育医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、養育医療機関指定申請書（様式第9号）を保健所長に提出するものとする。

ウ 指定の決定等

指定の決定等の手続は次のとおりとする。

- (ア)保健所長は、必要に応じて実地調査を実施するなど申請内容を審査し、指定の適否を決定するものとする。
- (イ)指定を行う場合、養育医療機関指定書（様式第10号）を開設者に交付する。
- (ウ)指定を行わない場合、様式第11号により開設者に通知する。

エ 変更の届出

指定養育医療機関の開設者（国を除く。）は、次の事項に該当するに至ったときは、その事項及び年月日を、養育医療機関申請事項変更届（様式第12号）により、速やかに保健所長に届けるものとする。

- (ア)上記イに掲げる事項に変更があったとき。
- (イ)当該指定養育医療機関の業務を休止し、又は再開したとき。
- (ウ)医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条もしくは第29条に規定する処分を受けたとき。

オ 辞退の届出

指定養育医療機関の開設者は、規則第13条による指定の辞退をしようとするときは、30日以上の予告期間を設けて養育医療機関指定辞退届（様式第13号）により申し出ることができる。

カ 指定の取消し

保健所長は、指定養育医療機関が、厚生労働大臣の定める医療担当規定による養育医療担当の義務に違反したとき、その他指定養育医療機関に養育医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、指定を取り消す旨を告示するとともに、様式第14号により開設者に通知することができる。

4 養育医療費の審査及び支払い

養育医療に係る診療報酬は、規則第14条の社会保険各法により負担される分を除いた部分につき、市長がこれを指定養育医療機関に支払うものとする。

5 徴収額相当額の決定

- (1) 保健所長は、法第21条の4第1項の規定により徴収相当額を決定する。
- (2) この徴収額相当額は、未熟児の属する世帯の前年分の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、平成26年5月26日厚生労働省発雇児第0526第3号厚生労働事務次官通知「未熟児養育医療費等の国庫負担について」別紙「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱」別表1を準用する。
- (3) 法第21条の4第1項に規定する費用の徴収は、これを行わないものとする。

6 医療保険各法及び生活保護との関連事項

- (1) 養育医療の給付を受ける未熟児が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法により給付が行われることになっており、養育医療の給付は、医療保険各法により給付を受けた残りの部分、いわゆる自己負担分を対象とする。

(2) 養育医療の給付は、生活保護法による医療扶助に優先して行う。

7 未熟児訪問指導

(1) 低体重児の届出等

- ア 乳児の出生時の体重が2,500g未満であった場合には、すみやかに出生連絡票による届出が行われるよう、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母親学級等の機会をとらえて指導する。
- イ 保健所は、届出のあった未熟児について乳幼児管理台帳を整理し、必要な事項を記入して、事後指導の確立を図る。

(2) 訪問指導の実施

法第19条による訪問指導の実施にあたっては、医療機関を通じて未熟児の症状等の把握に努めるものとし、指導内容は、当該医療機関の医師等の意見を聞くほか、平成8年11月20日児発第934号厚生省児童家庭局長通知「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」の別添「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」のⅡの第二の3及び第三の3を参考とし、特に、合併症又は後遺症等の発現について留意のうえ適切な指導を行うこと。

(3) 医療機関等との連携

訪問指導にあたっては、医療機関等との連携を密に行うこと。なお、個人情報の取扱いには十分注意すること。

附 則

この実施要綱は、平成12年4月1日より適用する。

附 則

この実施要綱は、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この実施要綱は、平成21年4月1日より実施する。

附 則

この実施要綱は、平成24年1月1日より実施する。

附 則

この実施要綱は、平成25年4月1日より実施する。

附 則

この実施要綱は、平成26年4月1日より実施する。

附 則

この実施要綱は、平成28年1月1日より実施する。

附 則

この実施要綱は、平成31年1月1日より実施する。

附 則

この実施要綱は、令和2年5月1日より実施する。

附 則

この実施要綱は、令和3年1月1日より実施する。

附 則

この実施要綱は、令和3年4月1日より実施する。